

WG 取りまとめに向けての意見

佐藤

●NPO 法人データベースウェブサイトの方針に関する提言

・まず内閣府が NPO 法人のマスターデータベースを保有する。

・ NPO 法人に ID とパスワードを発行し、基本情報、財務情報は NPO 法人が自ら情報を登録・更新できる環境を提供する。

ただし、ウェブサイト上から更新ができない NPO 団体のために紙での提出を許可し、

この場合は内閣府 or 都道府県など行政側で登録・更新作業を行う。

※行政コストへの配慮、将来的な完全電子化を想定し、「できる NPO には自分でやってもらう」という方針をご提案します。

・内閣府が許可した各都道府県、民間団体（canpan、NPO 広場、

Yahoo! ボランティア、JustGiving などを想定）に対して ID、パスワードを発行し、

内閣府のマスターデータベースへのアクセスと、NPO 情報のダウンロードを許可する。

・これにより、各都道府県、各民間団体は独自に NPO 法人の基本情報と財務情報を収集する必要がなくなり、

また、NPO 法人も複数のウェブサイトへ情報を登録・更新する必要がなくなり、業務の軽減が可能となる。

各都道府県、各民間団体の NPO 法人データベースウェブでは、内閣府として収集していない、情報コンテンツを収集・作成することによって、独自色を打ち出し、差別化を図ることとなる。

●マスターデータベースを内閣府、都道府県、民間団体などが複数持つことによるデメリット

・コストが何重にもかかり、もったいない。

・情報更新にあたり、NPO の作業、コストがかさむ